

兵庫県公報

令和4年3月31日 木曜日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

条 例	ページ
○ 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（財政課）	10
○ 兵庫県税条例等の一部を改正する条例（税務課）	10
○ 部制条例の一部を改正する条例（新行政課）	10
○ 兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例（人事課）	10
○ 職員の給与等に関する条例及び公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	10
○ 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	11
○ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）	11
○ 恩給条例等の一部を改正する条例（職員課）	11
○ 個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（文書課）	11
○ 兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（兵庫津ミュージアム整備室）	11
○ 後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例（国保医療課）	11
○ 歯及び口腔の健康づくり推進条例（健康増進課）	11
○ 兵庫県立自然公園条例の一部を改正する条例（自然環境課）	11
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（県土整備部総務課）	11
○ 景観の形成等に関する条例の一部を改正する条例（都市政策課）	12
○ 空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例（住宅政策課）	12
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（住宅管理課）	12
○ 建築基準条例の一部を改正する条例（建築指導課）	12
○ 都市計画法施行条例の一部を改正する条例（建築指導課）	12
○ 収入証紙条例及び警察手数料徴収条例の一部を改正する条例（会計課）	12
○ 兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例（教育委員会事務局学事課）	12
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院局企画課）	12
○ 行財政の運営に関する条例の一部を改正する条例（新行政課）	13
告 示	
○ 昭和46年兵庫県告示第223号（建築計画概要書等の閲覧の場所及び閲覧に関する規程）の一部改正（建築指導課）	13
○ 平成16年兵庫県告示第110号（建築基準法の規定による区域の指定及び数値の決定）の一部改正（建築指導課）	13
○ 平成16年兵庫県告示第111号（建築基準法の規定による区域の指定及び数値の決定）の一部改正（建築指導課）	14

公布された法令のあらまし

◎使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（条例第7号）

次に掲げる条例に定める使用料等をそれぞれ改定する等所要の整備を行うこととした。

- 1 使用料及び手数料徴収条例
- 2 兵庫県立広域防災センターの設置及び管理に関する条例
- 3 兵庫県立尼崎青少年創造劇場の設置及び管理に関する条例
- 4 兵庫県立嬉野台生涯教育センターの設置及び管理に関する条例
- 5 兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例
- 6 兵庫県立体育施設の設置及び管理に関する条例
- 7 警察手数料徴収条例

(2) 空家等活用促進特別区域内の市街化調整区域における次に掲げる建築物の新築、改築又は用途の変更(以下「新築等」という。)は、都市計画法施行令に規定する条例で区域、目的又は用途を限り定める建築物の新築等として新築等の許可をすることができるものとする。

ア 空家の跡地等において、従前と同一の用途に供される建築物の新築等(規則で定めるものに限る。)

イ 建築がされた日から10年以上(規則で定める場合にあつては、規則で定める期間)を経過した空家の従前の用途を変更し、空家等活用方針に則した用途に供される建築物の新築等(規則で定めるものに限る。)

20 建築基準法の運用における配慮

(1) 知事は、重点整備地区内における建築基準法の規定の運用に当たっては、空家等活用方針に基づく空家等の活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(2) 特定行政庁である市町長は、重点整備地区内における建築基準法の規定の運用に当たっては、空家等活用方針に基づく空家等の活用の促進が図られるよう適切な配慮をするよう努めるものとする。

21 都市計画法の運用における配慮

(1) 知事は、空家等活用促進特別区域における都市計画法の規定の運用に当たっては、空家等活用方針に基づく空家等の活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(2) 指定都市等の市町の長は、空家等活用促進特別区域における都市計画法の規定の運用に当たっては、空家等活用方針に基づく空家等の活用の促進が図られるよう適切な配慮をするよう努めるものとする。

22 報告徴収及び立入調査

(1) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、空家等の所有者その他の関係者に対し、必要な事項について報告を求めることができるものとする。

(2) 知事は、17の施行に必要な限度において、当該職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地にある物件を調査させることができるものとする。

(3) (2)により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならないものとする。

(4) (2)による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならないものとする。

23 財政上の措置等

県は、空家等活用促進特別区域における空家等の活用を促進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

24 補則

この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定めるものとする。

25 空家等活用特区審議会

(1) 空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する重要事項を調査審議するため、空家等活用特区審議会(以下「審議会」という。)を置くものとする。

(2) 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

ア 9(1)(10)において準用する場合を含む。)による空家等活用促進特別区域の指定又は変更に関すること。

イ アに掲げるもののほか、空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する重要事項に関すること。

(3) 審議会の委員は、空家等の活用について知識経験を有する者のうちから知事が委嘱するものとする。

(4) (1)から(3)までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めるものとする。

◎兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第23号)

社会情勢の変化に伴い住居を確保することが困難になっている60歳未満の単身者が、普通県営住宅に入居することができるよう、入居者の資格から現に同居し、又は同居しようとする親族がある旨の要件を廃止する等所要の整備を行うこととした。

◎建築基準条例の一部を改正する条例(条例第24号)

日影による中高層の建築物の高さの制限(以下「日影規制」という。)について、地域の発展に資する開発整備、近年の共働き世帯の増加等を踏まえた良質な都市型住宅の整備等のまちづくりのニーズに的確に対応するため、市町の意見を踏まえて知事が指定する区域を日影規制の対象となる区域から除くことができるよう、所要の整備を行うこととした。

兵庫県知事 齋藤元彦

(以下別紙14のとおり)

~~~~~

景観の形成等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

(以下別紙15のとおり)

~~~~~

空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

(以下別紙16のとおり)

~~~~~

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

(以下別紙17のとおり)

~~~~~

建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

(以下別紙18のとおり)

~~~~~

都市計画法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

(以下別紙19のとおり)

~~~~~

収入証紙条例及び警察手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

(以下別紙20のとおり)

~~~~~

兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

(以下別紙21のとおり)

~~~~~

兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

(以下別紙22のとおり)

~~~~~

## 別紙 18

## 兵庫県条例第24号

## 建築基準条例の一部を改正する条例

建築基準条例（昭和46年兵庫県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「規定する対象区域」の右に「(以下「対象区域」という。)」を加え、同条第3項を同条第6項とし、同条第2項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

- 2 法第2条第33号に規定する地区計画等の区域（法第68条の2第1項に規定する地区整備計画等が定められている区域に限る。）その他これに準ずる土地利用に関する計画が定められた区域（以下「地区計画等の区域等」という。）のうち土地利用の状況等を勘案して知事が指定する区域は、前項の規定にかかわらず、対象区域から除くものとする。
- 3 知事は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町長の意見を聴くものとする。
- 4 市町長は、知事に対し、当該市町の区域内の地区計画等の区域等のうち対象区域から除くことが適当であると認める区域について、第2項の指定をすることを申し出ることができる。

第27条の8第1項中「第27条の10」を「第27条の11」に改める。

## 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第27条の8の改正規定は、公布の日から施行する。